

**地域防災力の強化に向けた
支援に関する要望書**
～阪神・淡路大震災から25年を迎えて～

**兵 庫 県 議 会
兵庫県市議会議長会
兵庫県町議会議長会**

地域防災力の強化に向けた支援に関する要望 ～阪神・淡路大震災から 25 年を迎えて～

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災から 25 年の歳月が流れた。兵庫県南部を襲った大都市直下型地震は、死者 6,434 名、行方不明者 3 名、負傷者 43,792 名など、当時の自然災害による被害としては戦後最悪の大惨事となった。

近年においても、全国的に地震や台風、記録的な集中豪雨等による大規模災害が頻発している。一昨年には、平成 30 年 7 月豪雨や台風第 21 号、北海道胆振東部地震などが発生したほか、令和の時代になっても、昨年 10 月の台風第 19 号をはじめとする相次ぐ風水害に見舞われ、多くの国民の尊い命が奪われている。

現在、国においては「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」による人命・経済・暮らしを守り支えるインフラ対策を進めているが、一方、万が一の災害時に一人ひとりの命を守る対策としては、自助・共助・公助の連携による災害への備えが不可欠となる。

そのような中、自治会や自主防災組織をはじめとする地域住民が主体となった災害に強い地域づくりの方策を模索するため、兵庫県議会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町議会議長会による意見交換を行った。議論を進める中において、避難行動要支援者を含む住民への円滑な避難支援のあり方、地域防災を担う人材不足など、県内市町が抱える様々な課題が浮き彫りとなった。

近い将来には、国難レベルとも言われる南海トラフ地震の発生も予想されている。これまでの大規模災害の経験・教訓を無駄にせず、国民の全てが今後予想される自然災害に万全を期することは喫緊の課題であり、国を挙げての地域防災力の強化に向けた一層の取組が必要と考える。

よって、国におかれては、地域防災力の強化に向けた支援として、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

1 円滑な個別計画の作成に向けた人材・財源の確保及び制度の見直し

- (1) 高齢者や障害者等の円滑な避難支援のため、避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、市町村の人材確保等の取組に必要な財源措置を講ずるとともに、災害対策基本法上の法定事項として規定すること。
- (2) 個別計画の作成にあたり、市町村における地域（自治会、自主防災組織等）と要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した福祉専門職（介護支援専門員及び相談支援専門員等）との連携に必要な財源措置を講ずること。
- (3) 福祉専門職による個別計画の作成支援について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置づけるとともに、報酬加算を創設すること。

2 消防団員の処遇改善

消防団員の災害補償の更なる改善を図るとともに、報酬・手当等に要する経費について、地域実情に応じた地方交付税措置の拡充を図るなど、消防団員の処遇改善を図ること。

3 予警報区分の細分化

現在、予警報区分は各市町村単位となっており、地域によって実際の気象状況と乖離があるため、平成の大合併前の旧市町村単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分を設定すること。

令和2年1月28日

総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
消防庁長官
気象庁長官

} 様

兵庫県議会議長 岡 壯 壽

兵庫県市議会議長会会長 中 島 健 一

兵庫県町議会議長会会長 中 井 勝